

# 校区表

## 島本町教育委員会

(令和5年4月現在)

島本町では、次のとおり住所地により通学される学校（校区）を定めています。

なお、教育委員会が相当と認める要件に該当される場合（別紙参照）には、保護者の方の申立てにより校区外の学校に通学することができます。

### 小学校区

学校名	通学区域
島本町立第一小学校	広瀬一・二・三丁目、広瀬四丁目（1～21番）、広瀬五丁目、山崎一・二丁目、山崎三丁目（3～10番）、東大寺一丁目、大字広瀬
島本町立第二小学校	大字大沢、大字尺代、大字山崎、山崎三（1・2番）・四・五丁目、大字東大寺、東大寺二・三・四丁目、若山台一丁目（1・3・5・6番）、若山台二丁目（2～7番）、百山
島本町立第三小学校	大字桜井、桜井一・二・三・四・五丁目、桜井台、青葉一・二・三丁目、水無瀬二丁目〔8・9番の一部（170番地）〕、若山台一丁目（2・4番・793番地）、若山台二丁目（1番）、大字広瀬の一部
島本町立第四小学校	広瀬四丁目（22～26番）、水無瀬一・二丁目〔1～7番、9の一部（170番地を除く）～22番〕、江川一・二丁目、高浜一・二・三丁目

### 中学校区

学校名	通学区域
島本町立第一中学校	広瀬二・三・四・五丁目、青葉一・二丁目、水無瀬一・二丁目、桜井一丁目（4～13番）、桜井五丁目（16～30番）、江川一・二丁目、高浜一・二・三丁目
島本町立第二中学校	大字大沢、大字尺代、大字山崎、山崎一・二・三・四・五丁目、大字東大寺、東大寺一・二・三・四丁目、広瀬一丁目、青葉三丁目、百山、大字桜井、桜井台、桜井一丁目（1～3番）、桜井二・三・四丁目、桜井五丁目（1～15番）、大字広瀬の一部、若山台一・二丁目

# 就学する学校を変更したい場合

## ■小・中学校区の弾力的運用制度の廃止の取扱いについて

令和4年度<sup>1</sup>の入学者及び転入学者への適用を最後に原則廃止

⇒ 令和5年度以降の入学者等は、本制度を利用できません。

## ■特例的な取扱いについて

入学児童・生徒が小・中学校に入学する年度において、令和4年度時点で選択校の小・中学校に在学していた兄弟が、なお、その選択校に在学している場合には、その入学児童・生徒も同じ選択校に入学できます。

### 《参考例1》

令和5年度に小学校に入学する児童がいる場合

① 令和5年度に小学6年生になる兄が選択校の小学校に在学しているとき。

⇒ 入学児童は、兄と同じ選択校の小学校に入学できます。

② 令和4年度末に選択校の小学校を卒業し、令和5年度に中学1年生になる姉がいるとき。

⇒ 令和5年度の時点で姉は小学校に在学していないため、入学児童は、姉と同じ選択校の小学校には入学できません。

### 《参考例2》

令和5年度に中学校に入学する生徒がいる場合

① 令和5年度に中学3年生になる兄が選択校の中学校に在学しているとき。

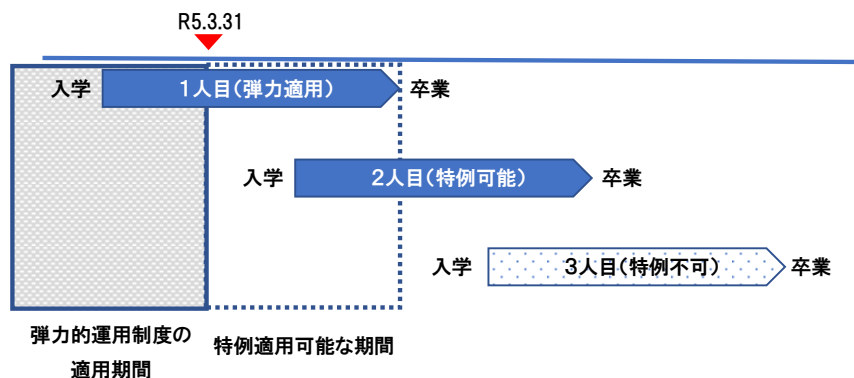
⇒ 入学生徒は、兄と同じ選択校の中学校に入学できます。

② 令和4年度末に選択校の中学校を卒業し、令和5年度に高校1年生になる姉がいるとき。

⇒ 令和5年度の時点で姉は中学校に在学していないため、入学生徒は、姉と同じ選択校の中学校には入学できません。

### 《参考例3》

きょうだい複数いる場合の適用関係（下図）



令和4年度時点で選択校に在学していた児童・生徒が卒業する年度までの間に、同じ選択校の学校に入学する児童・生徒についてのみ、特例が適用されます。

## ■学年途中の転居、仮住まい、その他の事情による変更

別紙「指定校変更及び区域外就学の審査基準」に該当される場合には、保護者の方の申立てにより通学する学校を変更することができます。

## 指定校変更及び区域外就学の審査基準

島本町教育委員会

学校教育法施行令第8条に基づく「指定校の変更」及び第9条に基づく「区域外就学」に関し、島本町教育委員会では下記の条件を満たし下表の事由に該当する場合に、許可することとします。なお、標準処理期間（受付から回答までの期間）は2週間とします。

※ 島本町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則に基づく「校区の弾力的運用」制度は令和4年度入学者及び転入学業者への適用を最後に廃止となりました。（一部特例適用あり。）

（注釈）「指定校変更」：島本町内における校区外通学  
 「区域外就学」：島本町外から町立学校への通学

- （条件）
1. 児童生徒にとって通学が大きな負担にならないこと。
  2. 通学時間が片道概ね1時間以内であること。
  3. 町外からの通学の場合、保護者の送迎または公共の交通機関を利用すること。  
 （自転車の利用は原則禁止）
  4. 通学途上の安全に関しては保護者が一切の責任を持つこと。

（手続） 事前に教育総務課に相談のうえ、「指定校変更申立書（様式1）」または「区域外就学願書（様式2）」を提出する。

区分	事由	許可する期間、添付書類など
学年途中の転居	学年の途中で校区外へ転居するが、継続して転居前の校区の学校に就学することを希望する場合	(1)小学校 ア. 1年生から5年生は、学期末まで許可 イ. 6年生（5年生3学期の終業式以降）は、卒業まで許可
		(2)中学校 ア. 町内転居の場合、卒業まで許可 イ. 町外転居の場合、1・2年生は学期末まで、3年生（2年生3学期の終業式以降）は卒業まで許可
先行入学	概ね6ヶ月以内に新住居に移転することが決定しており、あらかじめ新住居のある校区の学校に就学することを希望する場合	学年当初（学期または転入学の当初）から、新住居のある校区の学校への就学を許可  ※入居の確認ができる書類（売買契約書、賃貸契約書等）の添付が必要
仮住まい	住居の建替等により、一定期間（概ね6ヶ月以内）校区外に仮住まいし、その後校区内に戻り再入居することが決定している場合	仮住まいの開始日から再入居日まで許可  ※再入居の確認ができる書類（工事契約書、賃貸契約書等）の添付が必要
家庭事情	親戚等に預けられた場合、児童養護施設への入所等、家庭の事情による場合	島本町内に居住の実態がある期間（ただし年度末までの期間）  ※年度を越える場合、再度手続が必要
教育的配慮	身体的な理由、いじめ・不登校対応等、教育的配慮を要する場合	教育総務課・教育推進課と学校長の協議により、配慮を要すると認められる期間（最長で卒業まで）  ※場合により、医師の診断書、校長の意見書等が必要
その他	教育長が特に必要と認める場合	必要と認める期間

